

第 110 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和 7 年 7 月 17 日（木） 13 時 40 分から 16 時 30 分まで

2 開催場所

盛岡市内丸 16 番 1 号 岩手県水産会館 5 階 大会議室

3 出席者

【委員 13 名 敬称略・五十音順】

伊 藤 歩（リモート）

伊 藤 絹 子

内 田 典 子（リモート）

大河原 正 文（リモート）

大 嶋 江利子（リモート）

大 西 尚 樹（リモート）

久保田 多余子（リモート）

齊 藤 貢（会長）

櫻 井 麗 賀

鈴 木 まほろ

永 幡 幸 司

平 井 勇 介

前 田 琢

【専門調査員 1 名 敬称略】

高 橋 雅 雄（リモート）

【事務局】

環境保全課主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長 竹 原 明

その他関係職員

【事業者】

ENEOS リニューアル・エナジー株式会社

自然電力株式会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 15 名中、会場参集 7 名・リモート 6 名の計 13 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

(1) (仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書について

[齊藤会長]

それでは、議事の「(仮称)ノソウケ峠風力発電事業環境影響評価方法書」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

[齊藤会長]

それでは質疑に入ります。事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外で、改めて、お気づきの点がございましたらお願いします。なお、事業者の方は、発言する際に所属・氏名を述べてから御発言いただくようお願いします。

それではまず、ここにいらっしゃる委員の皆様でどなたか御質問ございますか。

私から1つ質問します。資料No.1-4のNo.1で質問させていただきましたけれども、保全区分Bのエリアを方法書の段階で入れている理由についてお聞きしました。回答の中では、事業が保全区分B以外の範囲だけでは成り立たなくなる可能性があるので、現時点では保全区分Bの範囲も入れているという回答がありましたけれども、これは、例えば、次の準備書の段階では、積極的にという表現が正しいかわかりませんが、もし保全区分B以外のところで可能だということが分かれば、保全区分Bのところを外すということは当然考えていただけるという理解でよろしいでしょうか。

[事業者]

ENEOS リニューアルブル・エネルギー開発部の神山です。

御理解のとおりで、なるべく影響が少ないところから優先的に配置は検討させていただこうと考えております。

[齊藤会長]

はい、ありがとうございます。

その他、御質問ございますか。リモートの委員の皆さんからでも結構ですので、御質問ある方は挙手ボタンをお願いします。永幡委員をお願いします。

[永幡委員]

資料No.1-4のNo.8のところで、確認ですけども、方法書に選定経緯を載せてはいけない理由はこれで分かりましたが、準備書の非公開版にはこのようなことをきちんと書いて、後で見る人が見たら分かるようにしておくという理解でよろしいですか。

[事務局]

アジア航測株式会社の仲條と申します。御意見ありがとうございます。

今の御意見のところ、少し検討させていただきたいと考えております。その部分を非公開にしたときに、図書が読みにくくなってしまう部分があるかと思いますので、非公開の補足資料ということも

検討の余地があるかと考えています。いずれの場合にも、審議の中では出させていただくことを想定しております。以上でございます。

[永幡委員]

はい、わかりました。きちんと分かるような形で記録を残していただけると、後できちんと追えるのでよいと思います。あとは、面的に予測するということですので、大体のことは分かると思うのですが、できるだけ一番影響が大きく多く見えるところ。少なくとも調査できる範囲で、できる限り影響が多くなるところをきちんと選んでいるということが見えるような形でいろいろ配慮していただけると、後で揉めたりしないのでよいと思います。

[齊藤委員]

その他、ご質問ございませんでしょうか。伊藤絹子委員お願いします。

[伊藤絹子委員]

資料No.1-4のNo.10で、事業想定区域から2km以内には、建てないようにして欲しいという内容の意見が軽米町から出ていて、回答には、住宅から概ね1km以上を離すことを想定しておりますと御回答いただいています。2km以上離して欲しいと希望されているので、できればそのように御検討いただきたいのですが、御回答では1km以上とされていますが、いかがでしょうか。

[事業者]

御意見ありがとうございます。ENEOS リニューアブル・エナジーの神山です。

配慮書でいただいた意見ですと、2km以内に住居があるため、苦情が出ないように、御検討願いたいという意見をいただいております。

その後に、岩手県のガイドラインの方で、原則風車から1kmは離すようにというものが出ておりました。そこで、ガイドラインに沿ったところからいくと、まずは1kmは最低限離しますというところです。一方で、2kmで仕切るとなかなか事業ができる場所がないということがありましたので、アセスの基準に照らし合わせながら、影響を抑えながら、事業できる可能性があるのであればということで、事業ありきではなく、きちんと調査をした上で、問題がなくできるという見込みが立つということができたあかつきには事業を進めていきたいなというような形で考えております。

[伊藤絹子委員]

ぜひ、その辺の検討をしっかりと評価をしていただいた上で、お願いしたいと思います。

[齊藤会長]

永幡委員お願いします。

[永幡委員]

本当は準備書で議論すればいいかと思っていたのですが、4MW級の風車について、隣県で1km程度しか離れてないところに住宅があって、問題となっていて、かなり揉めているところがあります。

それを考えると、かなり慎重に調査したほうがいいと思いますし、おそらくその揉めている案件については、準備書段階から読んでいるのですけれども、数値だけを見て、ちょっと怪しいけれども大丈夫かというような数値で、本当は注意したほうがいいのではないかというような議論はあったけれども、大丈夫ですというような感じでやってみて、やはり問題になっています。それを考えると、少なくとも今、科学的な知見として十分に分かっていることが3つあって、少なくとも1.5 kmより近い位置に住んでいる人達というのは、2 kmより離れている人達と比べて睡眠影響が出るのが有意に高い可能性があるということが日本の知見で分かっています。あとは、環境省の指針の残留騒音+5 dBについて有意の差が出そうだということと、あともう1つありますが、結局、環境省の指針は、日本の疫学調査で分かっていることのうち、指針として取り込んでいるのが5 dBのところだけです。他にも、実は少なくとも、国内で行われた調査であっても、有意差が出ているものがあるので、その辺に関しては相当慎重に考えないと、また似たような案件になってしまう。要するに、造って見たら住民がうるさいとなって揉めるという話になるとと思いますので、十分に注意していただけたらと思います。

[事業者]

御意見ありがとうございます。そこは私たちも県内に発電所を持っていたりもしますので、住居が一番近い1 kmぐらいの軽米町の地区について、地区単位での説明会を何度かやらせていただいたり、あるいは御希望の方になりますけれども、その発電所の方に御案内をして、こちらは3 MWで大きさは違いますけれども、大体1 kmぐらいの距離でこれぐらいに見えます。あるいはちょっと耳を澄ましていただいて、音はこれぐらいになっていますということを実際体感いただき、理解いただきながら進めております。おっしゃられたとおり、数字が全てかと言われるとなかなかそういうこともあるかと思いますが、事前にイメージいただきながら、御理解いただけるような事前の関係作りを含めて進めさせていただいております。

[永幡委員]

今の話多分昼間にそこへ行っているわけですね。夜にそこで寝ているわけではないですね。問題になっているのは睡眠影響ですから、そこは忘れないでください。

[事業者]

承知しました。

[齊藤会長]

他にございませんでしょうか。リモートの委員の皆さん他にございますか。大河原委員お願いいたします。

[大河原委員]

資料No. 1-4 No.13 の土地の安定性というところで質問させていただきました。土砂災害系の危険箇所の防止区域等が存在しないとあるのですが、例えば、国立研究開発法人防災科学技術研究所のところでは地すべり地形が表示されていますよということを御指摘させていただきました。その回答が、防災上の危険箇所に関する資料を改めて精査し、現地の状況も確認の上、防災面で問題ない事業計画とするよ

うに努めてまいりますと、さらっと御回答いただいているのですが、例えば危険箇所に関する資料を改めて精査するということですが、具体的にどのような資料か、もし念頭にあるものがあれば教えていただければと思います。

[事業者]

ENEOS リニューアルブル・エナジー神山です。御意見ありがとうございます。

先ずは事業者回答のところ、内容が薄く大変失礼いたしました。

今、ちょうど届出をした後になるのですけれども、設計コンサルが決まりまして、事業者でいうところの、基本設計というものを改めて進めているところになっております。設計の専門家の目をお借りしながら、各担当の行政部門にヒアリングをしながら、改めて許認可のスクリーニング、机上調査を進めているところになります。とにかく、専門家のお力を借りながら改めて見ているというのが現時点の計画しているものとなります。

[大河原委員]

はい、今方法書の段階ですので、次の準備書になったら、より具体的にいろいろ記載していただければと思います。よろしくお願いいたします。

[事業者]

ありがとうございます。

[齊藤会長]

それでは他にございませんでしょうか。リモートの委員の皆さんはございませんでしょうか。他に質問がないようでしたら、非公開事項に該当する質疑がある場合は非公開の審議に移ります。該当する非公開の質疑はございますか。リモートの委員の皆さんは非公開に関する質疑はございますか。もしございましたら、挙手ボタンをお願いいたします。

非公開の質疑はないということになりますので、それではこれまで各委員から述べられた意見を審査会の意見といたします。事務局は、これらの意見を踏まえ、本件方法書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で議事の(1)の審議を終了します。事業者の皆さんありがとうございました。それでは退出していただいて結構です。

次の議題に入る前に予定よりも早く1つ目の審議が終了いたしましたので、議事の2番目ですが、事務局時間をどういたしましょうか。

[事務局]

先ほどお配りしたタイムテーブルで、議事の2は14時55分からの予定になっておりまして、1番目の議事が早く終わったものですから、まだ事業者の方がいらっしゃっていませんので、大変申し訳ありませんが、今の時点で14時30分再開ということにさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

[齊藤会長]

事業者がまだ見えてないということで次の審議に移れませんので、事務局の方から 14 時 30 分を目途にしたいということの提案がありましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。リモートの皆さんもよろしいでしょうか。それでは、一応次の審議は 2 時 30 分からということにしまして、そこまで少し休憩を取らせていただきます。

(2) 大船渡第一・第二太陽光発電所事業準備書について

[齊藤会長]

議事の「大船渡第一・第二太陽光発電所事業環境影響評価準備書」の審議に入ります。

初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

[齊藤会長]

審議に入る前に改めて説明いたします。

環境アセスメント制度は、許認可のように、基準に基づいて事業計画の可否を問うものではなく、事業者が環境影響への影響を少なくするために最大の努力をしているかを、地域住民に限らず、環境の保全の見地からの意見を有する全ての者に説明し、納得してもらうための手続であります。

事業者におきましては、精神論ではなく、技術的にどのような対応を図ることにより環境影響を回避・低減していこうとしているのかを具体的に示されますようお願いいたします。

それでは質疑に入ります。事前質問への回答について、希少種の生息場所の特定に繋がる質問以外で、改めてお気づきの点がございましたらお願いいたします。

なお、事業者の方は、発言する際に所属・氏名を述べてから御発言いただくようお願いいたします。

それでは、御質問等をお願いいたします。

[永幡委員]

(資料No.2-4) 事前質問の 15 番ですが、そもそも環境基準とは何かということを分かっていないのではないかとと思われる回答です。

ここは地域類型されていない地域です。地域類型がされていないところに関しては、沿道かどうかは関係なくて、「道路に面する地域の基準である A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域」を参考にしていないというのも話になっていなくて、そもそも、何で道路に面する地域の基準があるか御存知ですか。

[事業者]

日本気象協会の兼田と申します。先生がおっしゃる通り、この区域では地域類型されていません。環境基準を参考的にお示しさせていただきました。

どういう意味で道路に面する地域を環境基準に定めているかということについては、道路沿道で走

行する車両による影響で走行車両騒音の基準です。

[永幡委員]

まったく理解していないということがよく分かりました。

そもそも、環境基準というのは、そこまで音を出してもいいという話ではないということは分かっていますか。

そこを説明してください。答えていただけますか。

確認しながらいかないとどこまで話せばいいかわからないので。

[事業者]

先生がおっしゃっていることをもう一度お願いします。

[永幡委員]

そもそも、環境基準というのは、騒音レベルがそこまで上がっても問題ないというような基準ではないということは理解していますか。

[事業者]

はい。もちろんです。

[永幡委員]

それなら良かったです。結局のところ、A地域の基準というのは、地域類型をするような場所に置いて、とりあえずそれぐらいは守らなければいけないというのがまず決められていて、ただし、道路の周りではそれは無理だから、道路の周りに住んでいる人は窓を閉めたり、他の対策をして生活しているから、だから少しゆるくして道路の周りでも守れる基準値にしましょうと決めているだけであって、道路だから何でも軽くしていいという話ではないです。

このように、地域類型のないところであって、あえてその値を使うのであれば、今どれぐらい静かとか、あるいはうるさいのかという指標としてしか使えないわけですから、この場合は、土曜日はA Aを満たすくらい静かな所で、このようなところで道路に面する地域を基準として書くのは、自分たちがやっていることを、いかに軽くみせようかと思っているような書きぶりなのではないかと思えない書き方です。

そうではなくて、現状では少なくとも、平日だとA地域、土曜だとA A地域の基準を満たすくらい静かなところが、実際に工事車両が入ると、どれぐらいうるさくなるのか、同じ基準で満たす程度なのか、それより1ランク悪いくらいなのか、さらに2ランク悪いのか、そこを示すのが求められているわけで、この書き方は全く間違っています。

[事業者]

先生がおっしゃっていることは十分理解していますが、これは、あくまで参考基準として記載しています。

[永幡委員]

参考の仕方が間違っていると申し上げています。

今どれくらい問題があるのか、結局のところ、窓を開けて暮らせるかどうか、生活の仕方を変えなければいけないぐらいにうるさくなるのか、そこまでうるさくならないのかということの目安として、この情報は必要なわけですから、それが読み取れないような書き方をしても意味がないわけです。意味がない書き方をしないでください。

[事業者]

はい。評価書で記載を検討します。

[齊藤会長]

評価書の方で見直すということのようですので、それでよろしいということですね。

[永幡委員]

はい。

[前田委員]

希少種のイヌワシに関してですが、事前質問の 10 番で回答いただいたことについて、いくつかお聞きしたいと思います。

まず、回答の中でかなり驚いた記述がありましたけれども、それは、本事業は採算性の面でも決して容易ではない、つまり、事業としてかなり厳しい状況にあると回答されていますが、そのように事業性が厳しい事業をなぜこの場所でこだわってやろうとしているのか、そこをまず説明してください。

[事業者]

自然電力の笠間と申します。確かに事業性は厳しいですけれども、この質疑書の中でもやりとりさせていただいていますが、今、太陽光の適地が非常に限られていて、我々はこの場所は太陽光としては適地になりうると思っています。

一方、この事業に関しては、地元で賛否があることは理解していますが、御理解いただいて支援していただいている方もいますし、我々はこの事業が地域に貢献できる、エネルギー問題に貢献できると思っておりますので、事業として採算性は非常に厳しいですが、事業として行っていきたいと考えています。

[前田委員]

会社として採算が悪いものであれば、普通はそういう選択はしないはずです。

採算が悪いながらもこの場所で事業をしなければいけないという、強い理由があるのかと思いますが、単に適地だからということで、儲からないのにそこで事業をするというのは、到底理解できない説明ですので、そのあたりを補足願います。

[事業者]

この事業は 2013 年から計画をしております、地元の方の御支援がありまして進めています。FIT という制度を使いますが、売電期間も短くなって、決して採算的に好ましいものではないですけども、ここまで地元の方とやりとりさせていただいて、いろんなご心配もあって、今回このアセスをすることによって、地元の方の心配もなるべく低減したいと思ってやってきましたので、地域の方と一緒にやってきた経緯があって、会社としてそこまでの採算性でも事業をしたいと思っています。

[前田委員]

目的は、温室効果ガスを削減して地球温暖化防止に貢献するという目的だと思いますが、それとは逸脱して、地域との関わりということで、あくまでもこの場所でやるということよろしいでしょうか。

[事業者]

すみません、ちょっと御説明が不足していました。そもそもこの事業をやる意義というのは、脱炭素の推進でありまして、大体大船渡の 8,000 から 1 万世帯相当の電気をこの発電所で賄うことができます。それが再エネとしての意義です。

一方で、今回の事業をやることによって、地元大船渡市への土地賃借料や固定資産税などの税収であったり、工事が発生しますので、それに関連する仕事ですとか、20 年間メンテナンスが発生しますので、その仕事が地元が発生するなど、もともと事業の意義としては、そういうものがあります。

そのことを踏まえた上で、地域の方とのやりとりの中で、会社として事業をここまでやってきました。

[前田委員]

はい、わかりました。当初の目的とはずれて、地元への金銭的な供与というのが一番の目的だということに理解しました。

[事業者]

当初の目的は変わっていません。当初の目的は変わらず、それを継続しているのは、地元の方とのこれまでの 10 何年間の関わりがあって、継続しているという説明を申し上げました。

[前田委員]

再エネだけであれば事業性があるもつといい場所を見つけことができるはずですが、それをされないというのは、特別な理由があるという、その辺りが分かったということにしたいと思います。

もう 1 点、この場所は、希少猛禽類のイヌワシが非常に高密度で利用しており、それは事業者自らの調査結果でも明らかになっているところです。

その結果を見るまでもなく、当初の計画段階からそれは分かっている、この場所はイヌワシにとって非常に重要なので、ここに作ることは大きな影響を与えます、ということを再三言ってきました。

それにも関わらず、この回答の中に、「環境への影響が比較的少ないことから、この場所で再エネを導入する」という記述があり、どうしてこういう認識になってしまうのか、その辺りを説明いただき

たいと思います。

[事業者]

日本気象協会の森本です。現状、イヌワシの高利用採餌環境ということで、現地調査の結果から同様の傾向があるというのは理解しているところでございます。

一方で、環境の配慮を前提として事業の回避・低減というところを含めて、現状の事業のパネル配置を含めて、環境保全措置としては、事業の影響の低減が難しい場合には、イヌワシの主要な飛行ルート付近への代償措置を検討していく必要性が出てきていると考えています。

[前田委員]

ちょっと回答になってないと思いますが、あくまでも事業を続けて、いわゆる影響の回避ということは、一切行わないという判断というか、意思であると思います。

ここまで進んできましたので、回避はもうやってもらえないという前提でいきますと、次に、低減という保全を検討していかななくてはいけないんですが、10番の回答に「低減は困難なものとし」と書いてありますけれども、低減は困難ではなくて可能です。どうすればいいかというのは、当然ながらパネルの数を減らすということです。

それだけ縮小することで、ある程度の低減はできますので、どうしても作るのであれば、まずパネルの数を削減する検討に入ってください。

そして、それでもどうしてもパネルを置いて損なわれる部分は代償で補う必要があります。代償の場合は、基本的にはここで失われるイヌワシの採餌環境と同じものを別の場所に新規に作るという行為が必要になってきます。

そして、その作った場所に、今と同じくらいか、それ以上のイヌワシが飛来して、そこを利用するというのが確認できて初めて着工できると、そういった工程になってきます。

これらには非常に費用と時間がかかるということは、分かっておいていただきたいと思います。

低減、そして代償措置をして、それでも作るというならば、今後そういった面が出てくるところを認識した上で、事業に臨むようにお願いしたいと思います。

[齊藤会長]

ただいまの意見に対して、事業者から何か御意見はありませんか。

[事業者]

御意見ありがとうございます。いただいた意見を基に評価書の方に反映させていきたいと思っております。

[伊藤絹子委員]

今の意見と回答のところで質問ですけれども、この回答の中に「専門家の御意見を踏まえながら」と書かれているのですけれども、これまで専門家の方に、いろいろ相談とか、かなりされているのでしょうか

[事業者]

気象協会の森本です。動植物については、専門の先生、特にイヌワシに関しては、複数の専門の先生と何度もやりとりをさせていただいています。

[伊藤絹子委員]

その中で、今、前田委員がおっしゃったような、パネルの低減措置とか代替の場所を確保するというような御意見、助言をいただいていると認識してよろしいですか。

[事業者]

まず、イヌワシに関しては、現地調査でイヌワシの飛翔が確認された段階で、確認された個体の状況や県内の動向というところをお聞きしながら、今後どのように事業を進めていくのかというところを御相談させていただいています。

代償措置の具体的なところに関しては、詳細はまだ御意見がいただけてない状況です。

[伊藤絹子委員]

全体的な規模を縮小して、その影響を低減することは、現段階で考えていらっしゃるでしょうか。

[事業者]

現時点では正確にお答えできないので、今日のやりとりも含めて検討したいと思います。

[伊藤絹子委員]

ぜひその辺、環境保全と再生エネルギーの促進を両立させるために、非常に重要なポイントが今回出ていると思いますので、ぜひそこはきちんと検討していただきたいとお願いしたいと思います。

[事業者]

おっしゃる通りだと思います。

[鈴木委員]

いくつかございますが、事前質問3から6で、私から質問したことに関連してお伺いしたいと思います。

湿地がある場所については、非常に配慮を考えていただいて、パネルとの離隔を取るとか、これまでの計画が変わってきているというのは存じ上げているんですけども、1つはっきりしないのが、湿地以外の部分で地表がどのぐらい攪乱されることになるのかということが、ここまできても見えてきません。

事業者さんの回答では「太陽光パネル下は造成しないことから生息環境である草地は残存し、湿地以外の部分に生息している希少種への影響は低いだろうと予測すると考えております。」と書かれています。

これに関して、質問したいところがいくつかございます。まず、地表の攪乱ですが、改変地域の中の地表攪乱の1つの要因としては、工事中に重機が走行することや作業することによる攪乱です。事

前質問の回答では、基本的に改変区域内はどこでも車両が走行する可能性があると書かれています。

もう1つ、より大きな影響が将来まで残るだろうと考えられるのは、パネルの設置です。架台の杭を打つところですよ。

この2つについて、どのくらい攪乱されるのかということをもう少し予測が必要ではないかと思っています。

ここは公開の場合なので、重要種の名前ですとか、その生息位置が特定されるようなことはお話しませんが、パネル架台が置かれる予定のところにも重要種が生息していることは、公開されている情報ですのでお話しすけれども、パネルを置くことによって、その場所に、いま生息、生育している重要種への影響は少なくないだろうという心配を持っています。

まず1つ、確認になりますが、湿地以外で重要種が確認された場所において、工事車両が走行しないようにすることができますでしょうか。あるいは、そういう配慮をしていただくことは可能でしょうか。

[事業者]

自然電力の溝口です。湿地以外の土壌の攪乱について、元々の計画が地形を生かして造成工事を行わないということですので、土を掘削したりすることは変電所の部分だけに限定することで、自然地形を生かすことを考えております。

それと、太陽光パネルを設置するエリアについては、重機が走行することになりますが、土を掘り返す、草を削って土を裸地にするような計画ではありませんので、土壌が攪乱されるような影響は大きくないと考えております。

それから、湿地以外のところの重要種については避けるようなパネルのレイアウトを極力検討させていただいております。

[事業者]

日本気象協会の森本です。重要種の位置の特定に繋がる場所に関しては、またそのとき（非公開の審議）にご説明をさせていただきたいと思います。

[齊藤会長]

今のところについては、非公開のときということでよろしいですか。

[鈴木委員]

はい。分かりました。今の御回答に関連してお聞きします。

掘削をしないので土壌は攪乱されませんというのは、解像度の低いお答えだと感じます。

あの場所は非常に土壌がもろく、草地も薄いですし、大型車両が走行すれば、草は簡単に削られてしまうだろうと思います。そして、現時点ですでに一部の草地は土壌侵食が起きていて、どんどん土がえぐられて、水みちができていくような場所ですので、そういうところで、大型車両ですとか大型重機が稼働すれば、おそらく地面の薄いところで草が生えているようなところというのは、相当ダメージが避けられないだろうと心配をしているんですけれども、それに対する配慮が、今のところの御回答では見受けられないなというのが、感想です。

もう1つ別の質問、架台の設置についてです。杭の打ち方が、準備書にはあまり詳細な説明がなく、分からずにいるんですが、どのように杭を打つのか、間隔がどのぐらいなのかということも書かれていないように思われますので、ぜひ、その情報をいただければと思います。

[事業者]

自然電力の溝口です。架台の設置方法について、杭は鋼製の部材で出来たもので、大きさが大体15cm程度のものを、繰り返し打撃力を加えながら設置することを考えております。

杭の間隔については、南北方向と東西方向でそれぞれ異なりますが、東西方向については、まだ決定はしていませんが、1メートルから1.5メートル程度を想定しています。南北方向については、5メートルから6メートルぐらいになることを想定しています。

[鈴木委員]

杭の足元については、もう少し情報ありますか。ただ打ち込むだけでは、安定性が悪い場所が非常にたくさんあるように想像します。

[事業者]

杭については、風荷重や地震荷重などの作用力に対して、安定するような長さを設定して、杭試験を行った上で、十分な支持力があることを確認した上で、最終決定をすることになります。

[鈴木委員]

コンクリを打ったりはしないということによろしいですか。

[事業者]

現時点では、杭を打撃する方法と、地盤の強度が小さいと思われるところはキャストイン工法という杭のまわりにコンクリートの柱を作るような方法を考えております。

[鈴木委員]

地盤の弱いところでは、コンクリの柱を杭の周りに作るということですか。

[事業者]

はい。そう考えています。

[鈴木委員]

コンクリの柱の太さはどのぐらいになりますか。

[事業者]

コンクリートの柱の太さは大体40cmぐらいを想定しています。

[鈴木委員]

直径 40cm の中に 15cm 角の金属の杭が入るということですか。

[事業者]

はい。そうです。

[鈴木委員]

そうしますと、一番狭いところでは、東西方向杭の間隔が 1 から 1.5m としますと、その杭の周り 40cm はコンクリで固まるので、ほぼほぼ 50cm 間隔ぐらいで物が入ると思ってよろしいですね。

[事業者]

そうです。

[鈴木委員]

そうしますと、杭が打たれている列については、地面はほぼ草地ではなくなり、それが 5、6 m 間隔で線状にそういう筋が入ると推測します。

かなりの密度の攪乱が入るということを理解したんですけども、加えて、私が懸念するのは、現状でもすでにエロージョン、土壌侵食が起きているような現地の状態で、そこで高密度で杭を打って、さらに土壌侵食が進行するという恐れはありませんか。そのような予測はされていませんか。

[事業者]

杭の施工に伴って土壌の攪乱、密かどうかということに対しては、杭を打設することによって、壁ができるということはないので、線とか面とか御指摘がありましたけれども、杭としては点として架台を支えるので、言われるような攪乱はないと考えています。

エロージョンについて、現地を見ますと沢の脇の方には草がはがれて裸地となっているところも見えていますが、これは何も手が入っていません。

エロージョンというか、草が剥がれてるような部分があることも承知しております。あそこは杭の打設が原因で裸地になっているとは考えておりませんので、杭の打設によって裸地になることはないと考えております。

[鈴木委員]

やはり御回答の解像度がどうも上がらないというか、ぼんやりしたままだと思います。

地表の攪乱についてはあまり詳細なその影響予測がされていないということでよろしいですか。

[事業者]

そこまではしていません。

[鈴木委員]

先ほど重要種のことについては後程とおっしゃったので、そこには触れませんが、こちらの心配、危惧としては、杭をかなりの本数、密度で打つことによって、草地の攪乱、土壌の攪乱が重要種への

影響が避けられないほど上がるのではないかという心配を持っているということが1つ。もう1つは、そういう施工することによって、さらに土壌侵食が進んでしまって、湿地の方へ流れていたり、川の方へ流れていたり、両生類の情報も出されていますけど、そちらの方に流れていたり、あるいは沈砂池の堆積のスピードが非常に速くなったりするのではないかということを危惧しています。

この件についてはここまでにさせていただきます。

もう1つよろしいでしょうか。今日、補足資料で、両生類の資料を出していただいています。ありがとうございます。本来は評価書でしか出てこないものを事前に出していただいたんだと思います。感謝しています。

2-218 ページのサンショウウオ類について調査をされた結果に、2種の重要種が見つかりましたとあり、アカハライモリは前から確認されていましたが、トウホクサンショウウオの1種が確認されましたと書かれております。

場所については触れませんが、先ほどから申し上げている、土壌のエロージョン、侵食が進んでいったときに、影響を受けるのではないかという心配を1つ持っていますけれども、これに関して、影響予測が出てくるのは評価書ということになりますが、現時点でのお考えなどがありましたら伺いしたいと思います。

[事業者]

日本気象協会森本です。今回、早春時に実施させていただいたサンショウウオ類の調査についての重要種の予測に関しましては、評価書での記載を検討させていただきたいと思いますが、実際にそのどの種に対してどのような予想をしているのかということについては、可能であれば、希少種の生態情報を踏まえて、お話させていただければと思います。

[鈴木委員]

非公開にしてからということであれば、分かりました。

[齊藤会長]

その他、御質問はございませんでしょうか。リモートで参加されている委員の方で御質問はございませんか。

[大河原委員]

質問の14番で大規模崩壊の可能性について指摘させていただいて、御回答では、幅約80メートル程度だと御回答いただいております。

御回答ではいろいろお書きになっているんですが、この滑落涯が80メートル程度のものは1ヶ所という御判断なのか、そのくらいの幅のものが複数あると御判断されているのか教えていただけますでしょうか。

[事業者]

川崎地質の森口と申します。実際に記載されている崩壊跡地につきましては、他のところに比べて植物の発達状況が少ない、つまり、他よりも新しい崩壊地であるという判断と、それからその下側に

大きな礫が堆積しているということで調査結果に記載しています。そこについては、木が生えており、しかも、空中写真的に言っても、1977 年の写真以前の古い時代に崩壊が発生したところなので、そんなに新しいというわけではないんですが、他に比べて崩壊の後の地形とか、崩壊したものの堆積の跡が見られたということで、崩壊跡地として記載しております。

それ以外のところにつきましては、小さいのは幾つか現地の調査で記載をしているんですが、上記の規模で同様の痕跡が残る崩壊跡地というのは他にはなかったという判断をしています。

[大河原委員]

いわゆる崩積土の分布というところではなかなか確認しにくいということですが、記載の中にボーリング調査等で砂礫があると、表土、砂礫、花崗岩類に区分されるけれど、表土の下には砂礫があつて、この砂礫は斜面崩壊や沢の侵食・運搬より堆積した礫を主体とする地層というような記載もあるんですけども、直近の時期のものはおそらく私もないとは思いますが、もう少し長いスパンの時間軸で見た場合には、こういった砂礫もある程度あるということであれば、もう少し長い時間スケールで見た場合の崩壊地というのが横方向に繋がっているという解釈はできないでしょうか。いかがでしょうか。

[事業者]

その辺の砂礫の成因については、きちっと限定できていないんですが、砂礫の中には、角が比較的残った角礫と、それからちょっと角が削れた、亜円礫みたいな礫が入っていたものがあることから、現地の近いところの崩壊の堆積物（崩積土の意）と、河川が流れたようなところに堆積した砂礫層があるのかなという見方をしています。

その河川ということについて言えば、現況河川よりはかなり標高が高いところなので、かなり古い時代に何か侵食を受けた後ではないかという考え方を今のところしております。

ただそれが確実か、他の考え方がないかというお話に対しては、いろいろ可能性を考えなければいけないと思いますが、今のところはそういう考え方をしています。

[大河原委員]

当該地区で私が指摘したのは、例えば 1km とかそういったオーダーの 1 個だけがドスンと全体が崩壊したということを指摘しているのではなく、小規模の崩壊が東西方向に横に繋がるような形で何ヶ所も発生していて、引いて遠目で見ると、それがその地域に集中して分布しているのではないかと見ていたんですけども、その可能性はいかがでしょうか。

[事業者]

その辺は先生のおっしゃる通りだと思います。

実際の空中写真で見ても、崩壊地の下の方の河川に、ガリー（流水により溝状に侵食された地形）みたいな感じの侵食も大分発達しておりますし、崩積土も結構なボリュームで溜まっていますので、小規模な崩壊は、かなり過去から何回か繰り返して起こっていることは間違いないと思います。その中で一番植生が少なく最近起こったのではないかとと思われる場所が、記載している幅 80m の崩壊跡地で、ただ、それにしても、かなり古い時期に起こっているということは間違いないと考えています。

[大河原委員]

いずれ、崩壊がいろいろ今まで発生してきた地区であるということは御認識してるということだと思います。

古いから今後も起きないということではなくて、それは条件が整えば当然崩壊がどんどん後ろに下がってくると。下の方に伸びていくという可能性はあると思いますので、断定的な記載ではなくて、もう少しそういった可能性もあるというか、大規模崩壊はないかもしれませんが、小規模崩壊が複数発生したような地形、地質の分布状態ではあるというような書き方にさせていただいた方がよろしいかと思います。

コメントです。そのような記載について検討してくださいということになりますが、よろしいでしょうか。

[事業者]

自然電力の溝口です。評価書の記載については、先生の御指摘を考慮して検討したいと思います。

[永幡委員]

事前質問の話ではなく、住民から出た意見の概要と事業者の見解のところですが、ここを見ると、随分説明会で問題があったような記載が多いように見えます。

もちろん、こういうのは、文句をつけた人だけ文句をつけるので、実際には満足している方が多かった可能性もあるので、ここの記述だけ見て判断するのは、もちろん危ないことだとは思いますが、けれども、環境影響評価の手续の中で、準備書に対する意見はすごく大事なところです。

例えば、音のことを1つ考えても、どこで本当に騒音が一番問題になるのかは、僕らよりも多分地元の人が知っているわけです。

専門家から見たら、図とかを見て多分ここだろうというのは、ある程度、もちろん、正確に特定できていると思ってはいますけれども、現実の生活パターンとかを考えたときに、実は、地元の人はもっと別のことを気にしていることが十分ありえるわけで、そういうことを避けるために、意見聴取をやっているわけです。

そういうところで、ちゃんと環境コミュニケーションを取らないで終わってしまっているかのように見える意見が随分出てくるのは、かなり問題ではないかと思います。

十分意見が出せなかったと思っている人達の意見は今後ちゃんと聴収できるんですか。

[事業者]

自然電力の笠間と申します。非常に、我々もどのように進めていいか思慮しているところで、説明会は何度もしてきているつもりでいますが、やっぱりなかなか我々のできる範囲の御説明の中で納得されない方がいることも理解しています。

前回の準備書の説明会でも、通常の説明会よりも時間を長くにとって質疑応答させていただきましたけれども、やはり時間の中でやりきれなかったのも、多分そういったこともあって、そういう御意見もあるのかと思っております。

今後の住民の方とのコミュニケーションについては、市なり地元の方に相談をさせていただいてい

ます。

今こういった形がいいのかは、まだ正直分かっていないんですけども、一方的に説明して終わるのではなくて、やはり、きちんとその地元の住んでいる方々になるべく理解をしていただきたいと思いますので、今、その方法について明確な、こうするというのは持ち合わせていないんですけども、そこは常に考えながら進めています。

[永幡委員]

できる限り、今後、何か意見をちゃんとうまく取り入れて、できることなら評価書段階のときに、ここでちゃんと答えを得られなかったと思っている方と、その質問とそれに対する回答が反映されるような、何かそういう方策を考えていただきたいと思います。

[事業者]

御意見ありがとうございます。

[平井委員]

今の点で関連する質問です。

この住民の意見書を見ると、かなり賛否がクリアに分かれているような印象を受けます。なかなか全員が理解というのは得られないかもしれませんが、通常、地域の組織がいろいろあります。

意見書の121ページ（資料2-2、2-128ページ）にもありましたけれども、吉浜川は漁業に直結するような川でもありますし、その上流での事業ですので、吉浜の漁協がどういう意見を持っているのか、あるいは意見書にはなかったですが、吉浜の連合自治会は全体としてどういう意見か、そういうことを確認、ヒアリングして提示されるのは大事なことだと思います。

[事業者]

自然電力の笠間でございます。漁協の方とは日々連携を取らせていただいていて、我々の事業の説明もそうですし、今後の関わりのようなところは、漁協の組合長を含めてお話をさせていただいております。

[事業者]

自然電力の岩川と申します。自治会単位というわけではなく、私どもが日々活動している中で接点を持たせていただいた方のところには、様々なご意見を伺いに上がったり、進捗のご報告をするなど、いろいろ活動はしております。

[平井委員]

もともと地域組織の方にはちゃんとした意思決定の組織があると思いますので、そのあたり、組織の意向を確認することが必要なのかなと思います。

[前田委員]

参考までにお聞きしたいんですが、事前質問の1番で回答された中の最後ですけども、原発事故

の影響で、「一時期牧野として使用できなくなった土地だからこそ、この場所で再生エネルギーを生み出すことに大きな意味があると考えている」ということなのですが、これはどういう意味でしょうか。ちょっと説明をください。

[事業者]

自然電力の岩川と申します。国が一気に再生可能エネルギーに舵を切りましたのは、2011年の東日本大震災、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故があつてからだと思います。もちろん、それまでも再エネはありましたが、その時に国は一気に舵を切りました。

それをきっかけに、弊社が設立をされております。

私どもは、再生可能エネルギーを普及させるということが地球温暖化防止にもなりますし、エネルギー自給を高めるということにもなりますし、そして地域に分散電源が作れば良いと思って活動しております。

[事業者]

補足させていただきます。もともとこの土地は、我々がこの事業の検討を始めた2013年の時点では、放射能の影響で使えない牧野だったんです。今はそうではないと聞いているんですけども、そもそも我々がこの場所を御紹介された経緯は、市の所有する土地だけれども、もう使えなくなってしまうと、何か有効な使い方ができないかというのを、紹介者経由でお話をいただいたというのがもとの発端ですので、その文脈で、こういう記載の仕方をしています。

[前田委員]

今のお話だと、なぜこの場所で、太陽光発電をしなければいけないのか、ここでないとその意味がないのかという疑問に答えていないんですけども、どうしてこの元山という自然の豊かな所をつぶしてまで、そこで再生エネルギーをする意味があると考えているのか、そこを述べてください。

[事業者]

先ほどの質問のやりとりの中で御説明させていただいた、まずこの発電所としての意義、再エネによる脱炭素と、地域経済の循環ということです。

そこがまず意義としてありまして、これだけの規模の電気を賄える場所は、やはり日本にはそれほどなくて、このアセスの質疑の中で、書類の中で書かせていただきましたけれども、我々も、この期間複数の事業の検討をしまして、この事業と同時並行で30ヶ所近く、メガ数で言うと500、600メガワットぐらいの事業地を検討してきましたけれども、やはり、いま日本だといろんな制約があつて事業ができないところがほとんどです。

国のポテンシャル調査でも、何百メガワットとか何百ギガワットという数字が出ているんですが、実際事業としてできたところは大体1%前後です。

一番大きいのは系統の制約、電気をつなげたくてもつなげないというのが非常に多くて、土地はあるけれども発電所はできない。系統につながらない場合は、買ってもらふ企業を探す必要があるけれども、その近くに大きな需要地がないようなことがありまして、なかなかそれをすべて満たす場所というのは本当に限られております。

我々はこの事業を専門でやっております、日本全国候補地探しをしています、やはり、それに適する場所は本当に今少ないのが実情です。

ですので、まず、この事業の意義と適地の希少性、あと、これまでの10数年に及ぶ我々とその地域の方々とのやりとりの中でも、何とかこの事業を進めて欲しいという方も一定数いらっしゃいますので、そういうものが重なって我々はこの事業を進めております。

[前田委員]

今のお話の通りだと、これからの日本は、太陽光発電を導入する場所はもうほとんどない、将来、太陽光発電で温暖化防止をするという、そういう見込みはないと、そういう理解になりますが、それでよろしいでしょうか。

[事業者]

見込みがないとは、もちろん、お答えしているつもりもございません。ただ、系統の制約だったりコストの制約があるので、そこに技術革新なり、蓄電池を入れるなり、国側の系統を増強するなり、あと、ペロブスカイトみたいなどこにでも置けるタイプができていけば、そこが大きく変わってくると思います。

ただ、ここ数年で、何かその太陽光が劇的に増える要素というのは、我々はないと思っています。

[前田委員]

他の事業所が、それぞれに別な場所で用地を見つけて、多くの計画が出ておりますので、今言われたことが、どれだけ本当なのかというところでちょっと疑わしいと思います。

また、原発事故との関係で書いてありますが、それともリンクしていないということのようですので、やはり、あえてこの場所でなければいけないという理由は、どうしてもこちらとしては理解ができない。

あえてここでなくてもできる太陽光発電を、岩手県の貴重な自然環境を犠牲にして、それでも押し通すということに、非常に残念に感じております。

そのあたりのところをよく考えた上で、事業の判断をしていただきたいと思います。

[齊藤会長]

その他、御質問はございますでしょうか。リモートの委員もよろしいでしょうか。他に御質問がないようでしたら非公開の審議に移ります。

それでは、非公開事項に該当する質疑がありますので、一旦会議を非公開といたします。事務局は、傍聴の方を会場の外に誘導をお願いします。

(事務局が傍聴者を室外へ誘導し、引き続き非公開部分の審議を行いました。)

[齊藤会長]

公開・非公開たくさん意見が出されました。その中で、評価書の中で提示するというような御意見を事業者の方からいただきましたので、そういったところをしっかりと示していただければと思いま

す。

それでは、これまで各委員から述べられた意見を本審査会の意見といたします。事務局はこれらの意見を踏まえ、本件準備書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で本日の審議を終了いたします。事業者の皆様ありがとうございました。